別表十七の二(二)付表一の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号から第四号までの規定中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第五号中「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第六号中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に、「租税特別措置法第68条の89の２第２項第３号ニ」を「令和２年旧措置法第68条の89の２第２項第３号ニ」に、「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第七号及び第八号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七の二(二)付表二の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「受取利子等（租税特別措置法」を「受取利子等（令和２年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第４号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第三号及び第四号中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に改める。

別表十七の二(二)付表三の記載要領中「連結親法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表十七の二(三)の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七の二(三)付表一の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号及び第四号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第五号中「当該連結法人の」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加える。

別表十七の二(三)付表二の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号、第三号及び第六号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七の二(三)の表中

別表十七(二の二)「21」

を

別表十七(二の二)「23」

に改める。

第一条のうち法人税法施行規則別表十八の二を同令別表十九の二とする改正規定中「別表十八の二」の下に「の表中「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」を「旧法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」に改め、同表の記載要領第一号中「(法」を「(所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第四号中「前連結事業年度に」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の」を加え、同表」を加える。

第一条のうち、法人税法施行規則別表十七の三(三)の次に三表を加える改正規定中「三表」を「五表」に改め、同改正規定のうち別表十八の表中

所得金額差引計 （別表四「39の①」）
欠損金額差引計 （別表四「39の①」）

を

所得金額差引計 ((別表四「39の①」－別表七(三)「９」)が０以上の場合のその０以上の額)
欠損金額差引計 (別表四「39の①」－別表七(三)「９」) （プラスの場合は０）

に改め、同条中同改正規定に次のように加える。